

運送約款の一部改定について

2021年3月10日
東急電鉄株式会社

1. 改定規則

- (1) 東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約
- (2) 身体障害者旅客運賃割引規程

2. 改定日

2021年3月13日（土）初電より

3. 改定内容

- (1) [2021年3月13日からのICカード乗車券取扱規則に関する特約はこちらをご覧ください。](#)

[2021年3月12日までのICカード乗車券取扱規則に関する特約はこちらをご覧ください。](#)

- (2) [2021年3月13日からの身体障害者旅客運賃割引規程はこちらをご覧ください。](#)

[2021年3月12日までの身体障害者旅客運賃割引規程はこちらをご覧ください。](#)

4. 新旧対照表

別紙をご覧ください。

以上

身体障害者旅客運賃割引規程 新旧対照表

現行	改訂
<p style="text-align: center;">身体障害者旅客運賃割引規程</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 この規程は、身体障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。</p> <p>(身体障害者)</p> <p>第 2 条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当する者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 身体障害者手帳の様式は、次のとおりとする。</p> <p>「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式</p> <p>(1) 紙様式（例）</p>	<p style="text-align: center;">身体障害者旅客運賃割引規程</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定 2021.3.13 現在</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 この規程は、身体障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。</p> <p>(身体障害者)</p> <p>第 2 条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当する者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 身体障害者手帳の様式は、次のとおりとする。</p> <p>「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式</p> <p>(1) 紙様式（例）</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>4 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第8条に定める割引乗車券類の購入の際ならびに第11条に定める乗降の際および乗車中の呈示に限り、前項第3項に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとする事ができる。</p> <p>5 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p> |
|--|---|

東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約 新旧対照表

別紙

現行	改訂
<p style="text-align: center;">東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">2020.3.18 制定 2020.10.6 現在</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この特約は、東急電鉄株式会社（以下「当社」という）が「東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO を使用した乗車券等（以下、「モバイル IC 乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この特約は、東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則（以下、「IC 規則という。）に対する特約とし、IC 規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイル IC 乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC 規則、株式会社パスモの定める PASMO 取扱規則、同 PASMO 取扱規則に関する特約、同 PASMO 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイル PASMO 会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイル IC 乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約</p> <p style="text-align: right;">2020.3.18 制定 2021.3.13 現在</p> <p style="text-align: center;">第2章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この特約は、東急電鉄株式会社（以下「当社」という）が「東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO を使用した乗車券等（以下、「モバイル IC 乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この特約は、東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則（以下、「IC 規則という。）に対する特約とし、IC 規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイル IC 乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC 規則、株式会社パスモの定める PASMO 取扱規則、同 PASMO 取扱規則に関する特約、同 PASMO 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO 会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイル IC 乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p>

3 旅客がモバイル IC 乗車券により当社線を利用する場合は、IC 規則に定める IC カード乗車券として取扱う。ただし、小児用 PASMO としての取扱いはおこなわない。

4 モバイル IC 乗車券については、IC 規則第 4 条、第 10 条第 1 項、第 1 号、第 11 条から第 13 条、第 14 条第 1 項ただし書き、第 18 条、ならびに第 19 条第 2 項から第 27 条の規定は適用しない。

5 前各項にかかわらず、モバイル IC 乗車券に対しては、IC 企画乗車券に関する規定は適用しない。

(中略)

(契約の成立)

第 5 条 モバイル IC 乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項の規定にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイル IC 乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイル IC 乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。

3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された PASMO カード内の情報を、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。

4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

3 旅客がモバイル IC 乗車券により当社線を利用する場合は、IC 規則に定める IC カード乗車券として取扱う。ただし、小児用 PASMO としての取扱いはおこなわない。

4 モバイル IC 乗車券については、IC 規則第 4 条、第 10 条第 1 項、第 1 号、第 11 条から第 13 条、第 14 条第 1 項ただし書き、第 18 条、ならびに第 19 条第 2 項から第 27 条の規定は適用しない。

5 前各項にかかわらず、モバイル IC 乗車券に対しては、IC 企画乗車券に関する規定は適用しない。

(中略)

(契約の成立)

第 5 条 モバイル IC 乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 **前項**にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイル IC 乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイル IC 乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。

3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された PASMO カード内の情報を、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。

4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(中略)

第2章 発売

(モバイル IC 乗車券の発行)

第9条 モバイル IC 乗車券は PASMO 取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。

(モバイル IC 定期乗車券等の発売)

第10条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力の上旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合は、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入の上、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。

- (1) 新規購入の場合
- (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
- (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月1日を超えるものを購入する場合
- (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合

3 前各項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO 及

(中略)

第2章 発売

(モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO の発行)

第9条 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO は PASMO 取扱規則に関する特約等の定めにより発行する。

(モバイル IC 定期乗車券等の発売)

第10条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力の上旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合は、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入の上、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。

- (1) 新規購入の場合
- (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
- (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月1日を超えるものを購入する場合
- (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合

3 前各項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO 及

<p>び Apple Pay の PASMO の画面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>4 クレジットカードによる決済処理は、第 5 条第 2 項に定める旅客運送契約の成立時点 を以って行われる。</p> <p>5 第 1 項および第 2 項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定 める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、身体障害者割 引定期乗車券（介護者用含む）、知的障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、およ び実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>6 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を 同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の発売は 5 時から 23 時 45 分までとする。</p> <p>8 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイル PASMO の発行替え)</p>	<p>び Apple Pay の PASMO の画面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>4 クレジットカードによる決済処理は、第 5 条第 2 項に定める旅客運送契約の成立時点 を以って行われる。</p> <p>5 第 1 項および第 2 項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定 める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道 線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券、身体障害者割引定期乗車券（介 護者用含む）、知的障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、および実習用通学定期乗 車券の発売はしない。</p> <p>6 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を 同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の発売は 5 時から 23 時 45 分までとする。</p> <p>8 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイル PASMO の発行替え)</p>
<p>第 11 条 PASMO カードからモバイル PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取 扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カー ドの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名 PASMO</p> <p>(2) IC バス事業者の持参人式定期券が付加された無記名 PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> <p>(4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加された IC 定期乗車券</p>	<p>第 11 条 PASMO カードからモバイル PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取 扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カー ドの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名 PASMO</p> <p>(2) IC バス事業者の持参人式定期券が付加された無記名 PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> <p>(4) 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東</p>

- (5) 小児用 PASMO および一体型 PASMO
- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO
- (7) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの。

3 モバイル PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない

(Apple Pay の PASMO の発行替え)

第 11 条の 2 PASMO カードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カードの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券
- (3) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加された IC 定期乗車券

- (4) 小児用 PASMO および一体型 PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO
- (6) 有効なバス IC 一日乗車券の機能が付加されている PASMO
- (7) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO

日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加された IC 定期乗車券

- (5) 小児用 PASMO および一体型 PASMO
- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO
- (7) その他、当社が特に認めたもの。

3 モバイル PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない

(Apple Pay の PASMO の発行替え)

第 11 条の 2 PASMO カードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カードの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券
- (3) 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加された IC 定期乗車券

- (4) 小児用 PASMO および一体型 PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO
- (6) 有効なバス IC 一日乗車券の機能が付加されている PASMO
- (7) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO

(8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay の PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない

(以下省略)

(8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay の PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない

(以下省略)